解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

京都府舞鶴市字久田美一四一八番地の三

社団法人岡田下共和会

代表清算人　荒木　英文

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当企業年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

広島市安佐南区大塚西六丁目二番一一号

やまびこ企業年金基金

清算人　遠藤　敬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

秋田県秋田市中通二丁目三番八号

財団法人秋田県農業拓植基金協会

清算人　大渕　憲悦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

東京都町田市中町三丁目四番一五号二〇三

特定非営利活動法人景観と環境保全アクティブネット

清算人　中田　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月三十日で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

東京都千代田区九段北一―一―七

財団法人日中青少年旅行財団

清算人代表　村上　司郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月八日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

石川県七尾市藤橋町テ九番地一

財団法人能登真宗大谷派教学財団

清算人　藤井　敬世

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十三日開催の平成二十三年度通常総会の決議及び同年八月二十六日送達の外務大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号

社団法人アジア国際交流機構

清算人　福井　琢

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人山口放送文化事業団

代表清算人　赤尾　嘉文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十三日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人華山会

代表清算人　赤尾　嘉文

配当公告

富山県富山市下赤江町一丁目一四番四三号

破産者　株式会社四谷工務店

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第二九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三五、四三〇、二九九円

一、配当することのできる金額

金二〇、三八二、八八〇円

平成二十三年十月十三日

富山市堀端町一番一二号

破産管財人　水谷　敏彦

配当公告

名古屋市中区栄一丁目一九番二八号

破産者　大栄金属株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三三六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三八三、七七四、二七六円

一、配当することのできる金額

金九一、五四二、四七七円

平成二十三年十月十三日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番二六号

丸の内セントラルビル五階

破産管財人　川上　明彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内二七番地二、最後の住所宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字東長伏内二五番地一五

被相続人　亡　奥平　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井前二〇番地一、事務所宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北二〇番地

相続財産管理人　管野　周一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　黒川八百蔵ほか十七名

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号Ｅｖｅｒ―Ｉ片平丁ビル六階

相続財産管理人　弁護士　前田　誓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市田中町九二九番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

栃木県佐野市高萩町一二〇二番地九　山田実法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青田　裕

第42期決算公告

平成23年6月27日

横浜市鶴見区駒岡二丁目9番3号

日本ヘリウム株式会社

代表取締役社長　早崎　利彦

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	804,820
	固定資産	426,148
	合計	1,230,968
負債及び純資産の部	流動負債	486,792
	固定負債	209,917
	株主資本	531,899
	資本金	45,000
	利益剰余金	486,899
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	475,649
	（うち当期純利益）	(56,184)
	評価・換算差額等	2,358
	合計	1,230,968